

巻頭言

後世への最大遺物

角田光隆
(本法務研究科教授)

内村鑑三著『後世への最大遺物 デンマルク国の話』という岩波文庫の書物がある。この書物はタイトルが示すように、後世への最大遺物とデンマルク国の話の2編からなるものである。本稿で言及するのは、前者の後世への最大遺物の方である。これは明治27年7月相州箱根駅において開設されたキリスト教徒第六夏学期で、内村鑑三が話した講話を印刷したものである。

私がこの書物に出会ったのは、数十年も前の高校生の時であった。当時これから長い人生をどのような気持ちで過ごしていこうかと考えていた時であった。この書物の「時は夏でございませし、処は山の絶頂でございませし。」(11頁)という歯切れの良い言葉で始まる文章に吸い込まれるように短時間で読んだことを思い出す。それから数十年経ってまた再びこの書物を読んで当時と変わらない心情を感じることができた。しかし、その反面、この書物を読んで当時の自分がその後の人生において実践しようと思ったことが数十年経過した今日から振り返ってどのくらいできたのかを回顧するに至った。そこでもう一度新たな気持ちになって残りの人生を有意義に過ごすためにも、この書物の意味するところを考えてみたいと思ったのである。

内村鑑三は後世への遺物を四つほど採り上げて、それぞれについて実例を指摘しつつ深い洞察力でその遺物の適否を論じている。私は自分の置かれた立場からこれらの後世への遺物に言及し、法学の教育・研究者としての今後の指針を開陳したいと思う。

まず第一に、「後世へわれわれが遺すものの中にまず第一に大切なものがある。何であるのかというと金です。われわれが死ぬときに遺産金を社会に遺して逝く、己れの子供に遺して逝くばかりでなく、社会に遺して逝くということです。」(20頁)とある。そしてその効用について実例を挙げて説いている。しかし、誰もお金を溜める能力があるわけではないとして、後世への遺物として価値のあるものではあるが、その順位を相対的に低くしている。確かに基金を作って社会に遺していくことは未来の子供たちにとって役立つと思う。そのような資産家の人はそうしてもらいたいと考えている。しかし、私のように雇われて月給をもらっている立場の者としては、それを生活に使う以外にお金を残し、寄付するのに限度がある。したがって、お金を後世への最大遺物として位置づけることはできないであろう。

次は、「それでもし金を遺すことができませぬならば、何を遺そうかという実際問題が出てきます。それで私が金よりもよい遺物は何であるかと考えてみますと、事業です。事業とは、すなわち金を使うことです。金は労力を代表するものでありますから、労力を使ってこれを事業に変じ、事業を遺して逝くことができる。金を得る力のない人で事業家はたくさんあります。」(29頁以下)とある。しかし、事業をするのには事業の能力だけでなく、社会的地位が必要であると評している。したがって、事業の能力だけでなく社会的地位がない者は、事業を後世への遺物として遺すことが

できないことになる。私も単なる教員で事業の能力だけでなく社会的地位を持ち合わせているわけではない。それ故、私は後世への遺物として事業をなすことができない。

第三に、「私はまだ一つ遺すものを持っています。何であるかという、私の思想です。もしこの世の中において私が私の考えを実行することができなければ、私はこれを実行する精神を筆と墨とをもって紙の上に遺すことができる。あるいはそうでなくても、それに似たような事業がございします。すなわち私がこの世の中に生きているあいだに、事業をなすことができなければ、私は青年を薫陶して私の思想を若い人に注いで、そうしてその人をして私の事業をなさしめることができる。すなわちこれは短くいいますれば、著述をすることと学生に教ゆるということであります。」(38頁)とある。この点は、法学の教育・研究者として私に十分にできることではないかと思う。

私は大学院時代から民法の研究を行ってきた。その際に比較法的な観点からヨーロッパ諸国の法制度の研究も行ってきた。したがって、比較法自体の知識が必要で、コンラート・ツヴァイゲルト/ハイン・ケッツの『比較法概論』などを読んだ。また、ヨーロッパ諸国の法制度をよく知るためには、ヨーロッパ法制史の知識を欠くことができない。それ故、ハンス・シュロッサーの『近世私法史要論』などを読んだのである。民法の研究はこれらを基礎にして、ドイツ法を参照しながら執筆していた。当時はすでに欧州共同体がヨーロッパにおいて重要な役割を果たしていた。消費者法の領域では指令などが出されて構成国法に置き換えられていた。ヨーロッパにおける契約法の一般理論の構築も始まっていた。この状況に対応するためにヨーロッパ私法の研究に専念することにした。この研究を確実なものとするために、この分野を研究しているドイツ連邦共和国のオスナブリュック大学比較法・国際私法研究所に研修する機会を得ることができた。クリスチアン・フォン・バル教授に師事することになったのである。クリスチアン・フォン・バル教授は後にハンス・シュルテ・ネルケ教授などの教授達とともに『ヨーロッパ私法の諸原則・定義・モデルルール』を公表し、ヨーロッパ私法の第一人者になった人である。

このようなヨーロッパ全体の動きとともに、我国はオランダ民法やドイツ民法などの改正の影響を受けて、民法の改正に舵を切った。その過程で私の論文が少なからず影響を与えたことは成果ではないかと思っている。

ヨーロッパ私法の研究とともに、EU消費者法の研究を始めた。これはヨーロッパにおける消費者法の総合的研究である。この研究は単に外国の消費者法の研究に留まらず、消費者の利益を重視した我国の消費者法の改善のために体系的になされているものである。この一環として原子力事故を契機として進んでいる電力改革システムに対応した研究も開始している。すなわち、EUの環境エネルギー政策と消費者の権利などに関するものである。我国の電気事業法の改正に伴って成果が現実に出てくるであろう。

これらの研究と並んで、子ども法の研究を行っている。児童の権利条約の適用にかかわる我国の問題点を概観し、個別的な問題を解決するために努力している最中である。2013年183回国会は子ども法に関する多くの法律が成立し、または、法律としてまだ成立していないが提案があった。たとえば、子どもの貧困対策の推進に関する法律、いじめ防止対策推進法、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が成立したほかに、アレルギー疾患対策基本法案、児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案、体罰等の防止に関する対策の推進に関する法律案などが提出されていた。これらの法律が実効性のあるものになるように研究を行っていきたいと考えている。

このような研究は前述した「私の思想」に該当する。これを著述することによって広めること自

体に意義があるが、その研究の内容を実現するために実務に何らかの形で関与することによってそれを実践していきたいと考えている。さらに、このような研究の内容を大学の講義などで伝えていくことは、前述した「私は青年を薫陶して私の思想を若い人に注いで、そうしてその人をして私の事業をなさしめることができる。」に該当するであろう。講義の内容はカリキュラムで決まっているので、必ずしも講義で「私の思想」を伝えることができない場合があるが、講義以外の学生との交流の場で伝えていきたいと考えている。

最後に、お金、事業、思想自体は後世への遺物として有意義なものであるが、これらよりも後世への遺物として価値のあるものがあるという。すなわち、「それならば最大遺物とは何であるか。私が考えてみますに人間が後世に遺すことのできる、そうしてこれは誰にでも遺すことのできる場所の遺物で、利益ばかりがあって害のない遺物がある。それは何であるかならば勇ましい高尚なる生涯であると思います。これが本当の遺物ではないかと思えます。他の遺物は誰にも遺すことのできる遺物ではないと思えます。」(58頁)とある。この文章に関連して、「勇ましい高尚なる生涯」を理解してもらうために、いくつかの例示をしている。その中で一つだけ採り上げておくことにする。

たとえば、フランス革命史を書いたカーライルのことが例示されていた。カーライルが数十年を費やして書いたものが他人の不注意で焼けてしまった時に、自分を鼓舞してもう一度書き直したことを指摘して、「たといわれわれがイクラやりそこなってもイクラ不運にあっても、そのときに力を回復して、われわれの事業を捨ててはならぬ、勇気を起こしてふたたびそれに取りかからなければならぬ、という心を起こしてくれたことについて、カーライルは非常な遺物を遺してくれた人ではないか。」(63頁)と評している。この態度は、フランス革命史という書物よりも価値のあるものであるとするのである。

このように、人間の行いが後世の人の心を奮い立たせ、模範となるような行動を行ったことを最大の遺物と呼んでいるのである。この人間の行いは決して特別なものではない。このことは、次のような言葉にも現れている。「われわれが何か遺しておいて、今年の後世のためにこれだけの金を溜めたというのも結構、今年の後世のためにこれだけの事業をなしたというのも結構、また私の思想を雑誌に一論文に書いて遺したというのも結構、しかしそれよりもいっそう良いのは後世のために私は弱いものを助けてやった、後世のために私はこれだけの艱難に打ち勝ってみた、後世のために私はこれだけの品性を修練してみた、後世のために私はこれだけの義侠心を実行してみた、後世のために私はこれだけの情実に勝ってみた、という話を持ってふたたびここに集まりたいと考えます。」(74頁)という部分である。

この後世への最大遺物は法学の教育・研究者として自分以前に、人間としての自分にできることではないかと思う。どんな逆境があろうと困難があろうと忍耐で頑張って謙虚にしかし堂々と後世への最大遺物を遺したいと思う。

この巻頭言としての「後世への最大遺物」は自分の心情だけを述べるために書いたのではない。これは私の勤務する法科大学院で法学を学び法曹になって活躍する人または他の進路を歩んで活躍する人すべての人に贈るメッセージである。